

## 第2章

### 環境汚染被害者の行動に関する研究資料 —中国の事例研究に備えて—

大塚健司

要約：

中国における環境汚染被害者の行動を分析する枠組を探るため、中国の事例に関するいくつかの先行研究や関連資料に加えて、当該分野において研究蓄積の豊富な日本に関する文献を中心に研究サーベイを行い、論点の整理を試みた。今後の研究課題として、制約条件下における情報収集のあり方とその吟味の重要性、中国の実情にあった分析枠組の構築の必要性などを指摘した。

キーワード：

環境汚染（公害）被害、（公害）環境紛争、社会運動、日本、中国

#### はじめに

中国では、環境汚染問題の深刻化と被害の拡大が指摘されているものの、被害の実態や被害者の行動についての知見は、情報へのアクセスが制約されていることから、きわめて乏しい。一方で、沿海地域を中心に、環境汚染物質を垂れ流す工場やそれに対して無策な地方政府に反対する農民の大規模な

暴動の発生も伝えられている。

本章では、中国における環境汚染（公害）被害者の行動を分析するための枠組を探るため、中国の事例に関するいくつかの先行研究や関連研究資料に加えて、当該分野における研究蓄積の豊富な日本に関する文献を中心に研究サーベイを行い、論点の整理を試みる。

以下、第1節では、中国における環境汚染被害者の行動に関する先行研究および関連資料を紹介する。第2節では、日本における公害被害者等の社会運動に関する先行研究を紹介する。最後に、むすびにかえて、中国における環境汚染被害者の行動分析に向けた今後の研究課題について若干の検討を行う。

## 第1節 中国における環境汚染被害者の行動に関する研究

中国の環境行政の開始時期は、先進諸国とほぼ同じ1970年代初頭であるが（大塚, 2006b）、日本の環境行政が開始当初から激甚な健康被害をとまなう公害問題への対応を重要課題としてきたのに対して、中国では環境汚染<sup>1</sup>に起因するとみられる健康被害について環境行政に専門部署が設けられたのは2005年になってからである<sup>2</sup>。しかも、共産党の一党支配による社会主義体制を敷く中国では、健康被害を伴うような大規模な事件について党・政府は、社会の安定を損ない、体制批判につながることを恐れ、関連行政情報を機密事項とし、また報道機関への情報統制を行っている。たとえ中央レベルにおいて積極的な情報統制がない 이슈であっても、地方レベルでは地元政府が人事考課の減点や投資の減退などを恐れて、しばしば調査・告発活動が制限されることがある。近年では、国内の NGO や内外のジャーナリストが汚染被害の調査・取材を行い、マスメディアやインターネットを通じてその実態の一端が明らかにされつつあるものの、中国において環境汚染被害の実態を知ることは未だ容易ではない。

上記のような制約のなかではあるが、中国の環境汚染被害・紛争の実態を知る手がかりとなる行政資料や研究報告もいくつか存在する。以下、主なものを紹介する。

## 1. 1980年代までの環境汚染被害・紛争の実態に関する先行研究と関連資料

中国ではいわゆる改革開放による高度経済成長より以前から、無秩序な開発や企業の生産活動により、環境汚染・破壊が発生していた。蔡(1999)は、1964年に、武漢市で化学工場の廃液により被害を受けた農民たちが、工場の排水口を塞ぐという実力行使に及び、結果、逮捕されるという事件を紹介している。また、Wang et al.(2001)、王(2002)、王編(2002)は、1973年に、河北省沙河県でリン肥料工場の汚染への抗議として、村幹部が工場への電力供給を止め、反革命破壊罪として党籍剥奪と有期懲役の刑を受けた事件を紹介している。劉編(1995)は、1974年に、北京市の官庁ダム流域において、汚染被害を受けた農民が農薬工場を襲撃し、12日間生産停止に追い込むという事件を紹介している。

改革開放前の状況については、いくつかの行政資料においても言及されている。国務院環境保護委員会弁公室編(1988)には、重工業都市の瀋陽市において、1977年12月12日から5日間にわたり、煙塵がたちこめた大気汚染のために2000人余りの住民が急性中毒を引き起こし、608人が病院で手当を受け、45人が死亡したという当時国家環境保護局長の曲格平の発言が掲載されている。また、曲格平を中心とする編集委員会により編纂された『中国環境保護行政二十年』では、1970年代にはすでに、松花江水系で水銀を含む工場排水が毎日大量に流入して支流の嫩江で魚が大量死し、その魚を食していた漁民に水俣病に類似した症状があらわれていたことが記されている。

改革開放後の環境汚染被害・紛争に関する比較的まとまった文献としては、趙(貴州省環境保護局)編(1989)がある。ここでは1979年以降に全国各地で発生した88件の環境紛争事例が収録されている。序文を曲格平が執筆し

ている。

## 2. 中国政法大学公害被害者法律援助センターの設立と展開

近年の環境汚染被害・紛争については、王燦発らによる一連の実践と研究が注目される。王がセンター長をつとめる中国政法大学公害被害者法律援助センター(CLAPV)は、1998年に中国政法大学の許可を得て司法部に登録されたプロフェッショナルなボランティア・グループ—環境 NGO である<sup>3</sup>。1999年より被害者法律相談ホットラインという専用電話を設け全国の環境汚染被害者に対して無償の法律相談サービスを提供している。開設以来5年余りで8000本近い電話が記録されており、また2005年3月までに74件の損害賠償請求事件を支援している（日本環境会議ほか編, 2006, pp.50-51）。CLAPVの活動内容については、独自のウェブサイトで支援案件の状況を含む活動動向を公開しているほか、CLAPVのメンバー自身による論文や報告を含むものとして、Wang et al.(2001)、王(2002)、王編(2002)、中国政法大学(2002)、許(2003, 2004)などがある。

そのなかで、Wang et al.(2001)、王(2002)、王編(2002)では、被害救済・紛争処理に関する政府の認識と法制度の整備状況からその歴史的発展過程がまとめられている。王らは、(1)政府が汚染を否認して権利侵害救済を抑圧していた時代(1978年以前)、(2)政府が環境権利侵害を正視して法律で救済手段を規定するとともに、関連訴訟が次第に増加した時代(1978～91年)、(3)環境権利侵害訴訟の特徴に応じて特別規定が置かれ、環境権利侵害救済が次第に重視された時代(1991年以降)、という時代区分を行っている。

また、Wang et al.(2001)では、江蘇省における酒造工場による水汚染被害、広西壮族自治区におけるセメント工場による大気汚染被害、内モンゴル自治区における銅精錬工場による大気汚染被害、江西省における発電機のオイル流出による水汚染被害、上海市における製薬工場排水による水汚染被害、という5つのケーススタディがとりあげられており、巻末には各訴訟の法律

文書（中国語）が収録されている。CLAPV の訴訟案件に関しては、他に前掲の CLAPV による資料でも取り上げられている。

CLAPV による訴訟支援は必ずしも成功しているとは限らない。許(2003)は、主な問題点として、(1)地方政府による経済発展重視、(2)被害者による調査・証拠取得の困難さ、(3)挙証責任転換原則の適用についての法院の不理解、(4)裁判で現地の社会経済的影響が考慮されるなど審理に公正さを欠くこと、などをあげている。

また、先の 5 つの事例を含めて、現在の環境汚染被害者による訴訟の多くは、農畜産物や養殖魚など物的損害に対する賠償請求と不法行為の停止にとどまっており、健康被害に関する訴訟はたとえ提起されたとしても困難が多い。これに対して王(2005)は、公害病に関する鑑定機構と特別立法の必要性を主張している。

他方、CLAPV は日本の研究機関や研究グループとも交流が深く、2000 年度には、アジア経済研究所と”Studies on Environmental Pollution Disputes in East Asia”に関する共同研究を行っており、その成果は前掲した Wang et al.(2001) にまとめられている。また、日本環境会議とは 2001 年以来、環境被害救済・環境紛争処理に関する日中国際ワークショップを開催しており<sup>4</sup>、その成果や予稿集については、日本環境会議編(2002)、大塚・寺西(2002)、王編(2002) (以上、第 1 回)、大塚(2004a)、熊本学園大学編(2004) (以上、第 2 回)、華東政法学院編(2005)、相川(2006a)、大塚(2006a) (以上、第 3 回) などがある。

こうした CLAPV との共同研究や交流活動に参加した日本の研究者により、CLAPV の活動分析や CLAPV が支援する訴訟に関する研究が生まれており、例えば、相川(2002, 2006c)、大塚・相川(2004)、櫻井(2006)、日本環境会議編(2006) などがある。必ずしも CLAPV のフィールドではないが、李(2006)、奥田(2006)などの研究も注目される。

また、日本の弁護士グループが「公害被害の実態と救済」というテーマで、CLAPV を含めて日中韓の活動交流を行っており<sup>5</sup>、そのなかで座長をつとめ

た中嶋弁護士が日本の経験をふまえて、「公害環境訴訟が前進するための 6 つの条件」として、(1)裁判を闘う被害者、(2)被害者とともに不屈に徹底的に闘う弁護士集団、(3)闘いに協力する専門家集団、(4)物心両面から被害者を支える支援集団、(5)被害救済を求めるマスコミと広範な世論、(6)被害者の声に真剣に耳を傾ける可能性を持った裁判所・裁判官、を提示している（村松, 2004）。

### 3. 深刻化する環境汚染被害と関連資料および先行研究の動向

1980年代以降、環境行政・法制度の整備につれて、地方レベルでの環境政策法規の執行状況の改善が重要課題となり、1993年から、政府、人民代表大会（以下、人代）、報道機関による上から下への監督検査活動が展開された（大塚, 2002）。これによって、党・政府宣伝部門による情報統制は堅持されつつも、以前に比べて、環境汚染被害や環境汚染事故について、新聞やテレビなどにおける報道が強化された。

たとえば、1984年に中央環境行政の機関誌として創刊した『中国環境報』には、各地の環境汚染事件に関する報道もあり、ウェブサイトでも日々記事が更新されている。共産党中央の機関誌である『人民日報』をはじめ、主要な報道機関においても記事や番組で環境汚染事件がとりあげられているほか、《中央電視台》、《人民網》、《新華網》など独自のウェブサイトで、時々刻々と事件の追跡報道が行われている。

また、行政による情報については、『中国環境年鑑』や『環境保護文件選編』において、環境汚染事件の記載があり、国家環境保護総局のウェブサイトでも関連記事が掲載されている。国家環境保護（総）局<sup>6</sup>は環境行政部門に寄せられた環境汚染問題に関する苦情を含む投書や来訪件数などに関する統計を1989年分から、環境汚染・破壊事故に関する統計を1991年分から公表している。これら統計資料の解説については、大塚(2004b)、相川(2004)などがある。

環境汚染事故の具体的な事例研究としては、2005年11月に発生した吉林市の化学工場の爆発による松花江の水汚染事故に関する相川(2006b)がある。相川(2006b)は、2005年の事故だけではなく、その背景として1960年代末から1980年代初めにかけて同工場の排水により引き起こされた水銀汚染問題についても考察している。また他に環境汚染事故とその被害を扱ったものとして、大塚・相川(2004)、大塚(2007)などがある。

2004年7月には、淮河流域で大量の汚水が下流に流れ、大きな被害が発生し、淮河流域の水汚染問題が再び注目を集めた。そして同年には、流域規模の水汚染事故に加えて、水汚染に起因すると疑われる癌をはじめ様々な疾病が流行している、いわゆる「癌の村」が流域で見られることもマスメディアで改めて暴露された。淮河流域の環境被害については、霍(2005)、大塚(2005)、Economy(2005)、相川(2006a)、張(2006a)などで紹介されている。

そのなかで大塚(2005)は、中央テレビ局(中央電視台:CCTV)の番組における被害村の党書記の発言を引用して、「慢性的な環境被害のなかで、人々は日々の暮らしを営まざるを得ないというある種『諦めの日常』があちらこちらに存在するのではないか」と、「諦観する声なき被害者」の潜在的拡大を示唆している。また、張(2006a)は、淮河流域を含む河南省の「癌の村」に関する報道記事および現地調査をふまえて、被害の実態と被害による村の人口、経済、社会的影響を考察している。張は、癌による家族関係や村落社会関係の疎外など、環境被害による生活構造や社会構造への影響を指摘している。

淮河流域における環境被害が明るみになったのは、地元におけるフォトジャーナリストのNGO活動によるところが多い(霍, 2005)。しかしそうした活動も、環境被害拡大の事実を隠蔽しようとする地元政府による圧力を受けうるが大塚ほか(2006)などで示唆されている。

こうした環境被害者および支援者への抑圧がある一方、集団による抗議行動も報告されている。たとえば、張(2006b, 2007)は、長江デルタ地域における環境紛争をとりあげている。とくに張(2007)では、2005年に浙江省東陽市画水鎮の工業団地による環境汚染被害に対する農民の抗議行動(環境暴動)

の経過を詳細に紹介している。また、張(2006b)は、「多数の国民が生態悪化と環境破壊を受け入れる限界」を「社会的許容度」と定義し、この許容度を超えると「社会的危機」が発生し、暴動が多発すると議論している。一方で、政治・経済が一体となった開発メカニズムのもとでは、「深刻化する中国の環境公害・侵害は、日本の『四大公害』のようにすぐに広範的社会・環境運動につながる」とは展望しがたい」と指摘している。

## 第2節 日本における公害被害者等の社会運動に関する研究

日本における公害被害者をはじめ広く公害問題に反対する地域住民の社会運動に関する研究資料は膨大な量におよぶ。梶田(1986)では、反公害運動や住民運動を、戦後日本社会の激しい地域変動を背景にして生まれた「新しい社会運動」の日本的形態としてとらえ、とくに1970年代には「日本の社会運動を代表するもの」となったと評価している。1970年代当時にまとめられた、住民運動の理論的かつ実証的な研究成果としては、たとえば松原・山本(1975)がある。また梶田(1986)は、運動の展開過程、産業経済問題としての公害問題への対応、住民と行政(革新自治体)の関係、地域開発の構造、「生活防衛運動」としての日本の特色、コミュニティ形成、高度経済成長の終焉にともなう住民運動の停滞など、1980年代中盤までの主な論点と代表的な文献を紹介している。

日本の社会学における公害・環境問題に関する研究史のなかに位置づけて比較的まとまった解説がなされているものとして飯島(1994, 1998)がある。ここでは、飯島自身の業績を含めて公害被害者の社会運動を含む多数の文献が紹介されている。1970年代に活発になった住民運動研究としての環境運動研究は、その後、環境社会学に引き継がれ、発展しつつある。

以下では、主に1990年代以降の環境社会学に関する代表的な文献から、特徴的な論点を整理する。なお、ここでは、研究史を追うこと自体が目的で

はないため、学会誌を除き、必ずしも初出文献ではなく、比較的入手しやすい単行書に収録されたものを主に参照している。また、必要に応じて、1980年代以前の研究成果にも言及している。

## 1. 社会史

日本の公害被害者の社会運動に関する研究の代表的なアプローチとして、社会史があげられる。社会史の視点からこのテーマに最初に取り組んだのは飯島伸子である（飯島, 1993a, 1993b, 1995, 2000a）。

環境問題の社会史的研究の方法論について、飯島(2000a)は、「人間社会と自然環境の間に発生している環境問題について、その社会的側面に注目しながら時系列的に検討することを通して、それぞれの時代の環境問題の社会的特徴を明らかにする方法である」(p.17)と定義している。そして、「人間社会と環境問題の相互関係と言っても、実に多様な側面をもつ」とし、基本的な視点として、「加害－被害関係および環境行動というクロス軸」、「自損・他損・被損関係」という2つの「軸」を提示している(pp.292-294)。これらの軸の基底には後述する「加害－被害構造」という飯島の基本的な視点がある。

日本の環境問題の時期区分については、飯島(1993b)では、第Ⅰ期—江戸時代以前(1868年以前)、第Ⅱ期—明治時代～第1次世界大戦前(1868～1914年)、第Ⅲ期—第1次世界大戦時～第2次世界大戦終了時(1914～1945年)、第Ⅳ期—第2次世界大戦後～1950年代前半期(1945～1954年)、第Ⅴ期—1950年代後半期～1960年代前半期(1955～1964年)、第Ⅵ期—1960年代後半期～1970年代前半期(1965～1974年)、第Ⅶ期—1970年代後半期～1980年代前半期(1975～1984年)、第Ⅷ期—1980年代後半期～現在(1985～1993年)、と8区分されている。この時期区分にあたっては、「環境問題の発生源の種類と被害者のタイプ、行政の対応、被害者あるいは居住者(住民)の行動や態度」を重視したとされている(p.9)。

こうした飯島による環境問題の社会史に関する包括的な研究の中核となっ

ているのは、公害被害者の運動である。飯島(1993a)では、「被害者の抵抗運動を柱として」日本の公害史を江戸時代から 1980 年代後半以降までおおまかに 7 つに時期区分しているが、その基準として「被害者運動の性格の変化」、「運動に影響を与えた社会的条件の変化」、「公害の実態における変化」の 3 点を用いている。また飯島(1995)では、被害者の運動を含めた日本の環境運動の類型化を試み、(1)反公害・被害者運動、(2)反開発運動、(3)他国への「公害輸出」抗議運動、(4)環境保全・環境創造運動の 4 つのタイプを提示している。このうち、第 1 のタイプである反公害・被害者運動についてはさらに、①農業者および都市住民による発生源の操業差し止め要求運動と②被害補償要求を通して発生源責任を追及する公害裁判闘争に分けて解説している。

以上、飯島の基本的な視点を中心に、社会史的アプローチによる公害被害者の運動研究を見てきたが、こうした視点を共有すると思われるケーススタディは、社会史的アプローチを明示しないものまで含めると、かなりの数となるであろう。たとえば、ユニークなものとして、住民運動の担い手自らによる加藤(2005)の著作がある。これは尼崎の公害反対運動の初期から中心にかかわった立場から、運動の記録を正確に残そうとしたものである。

社会史的アプローチを明示したものとして、菅井(2001)による足尾鉍毒事件に関する研究がある。菅井(2001)はこの歴史的事件をとりあげる現代的意義として、同事件に対する被害者、加害企業、政府、学者、新聞、政治家などの対応に注目している。

また、本節冒頭で触れた地域開発の構造との関連（梶田，1986）では、被害漁民の運動について詳細な研究を行ったものとして若林(2000)がある。若林(2000)は、戦前から現代に至る浦安漁民闘争史について詳述している。そのなかで、浦安での漁民運動を時期区分する上でその背景にある「開発主体である巨大資本および国・県の開発企図とその進度、漁業生産力、地域社会の経済・社会構造」について「トータルに把握」することが必要であると指摘している。

## 2. 被害構造論

公害被害者の行動を考えるにあたり、被害者の置かれた環境の危機的状況とそれによる直接的な被害状況だけではなく、被害者をとりまく生活・社会構造に踏み込んで検討する必要がある。この点で参考になるのが飯島(1993c, 2000b)らによる被害構造論である。

飯島(2000b)によれば、被害構造論は生活構造論にヒントを得て構築されたものであり、また生活構造論において提示されていた生活の重要な要素のうち生活水準と生活関係の2つに着目したとされている。その議論は以下の5点に集約されるとしている。すなわち、(1)被害が環境や生命の次元にとどまらず被害者および被害者家族の生活全般に及ぶこと(生活被害)、(2)被害構造は加害構造により作り出されていること、(3)健康被害から生活被害への拡大過程において、それを加速あるいは減速させる社会的要因(被害者の家族内における地位・役割、被害者本人あるいはその家族の社会的地位や社会的階層、被害者本人あるいはその家族の所属集団)が働いていること、(4)被害が地域社会の活力の低下をもたらすこと、(5)加害構造を打破するきっかけは、被害者自身と被害者を支援するひとびとからなる集団的な行動の中に見出されること、である(pp.8-9)。こうした視点による研究は水俣病を中心に展開されるが、また一地域社会、あるいは国内問題のみならず、国際的な環境問題への展開についても示唆されている。

また、飯島(2000b)は、こうした被害構造論を基礎とした加害一被害構造という概念を、「さまざまな人間活動の結果として発生した環境悪化が、ひとびとの健康や生活に悪影響を及ぼし、そこで生じた健康被害や生活被害が、もろもろの社会的関係のなかで連鎖的に拡大していく事態の総体を、加害行為と被害現象との社会的な関連性を基軸として考える枠組」(p.6)と規定している。加害一被害構造を意識したまとまった研究書としては、新潟水俣病問題を多角的な視点から分析した飯島・船橋編(1999)などがある。

被害構造論を援用した被害者の社会運動に関する最近の事例研究として、

たとえば新潟水俣病に関する堀田(2001)がある。堀田は、「その範囲は家族や地域社会にもおよび、当事者たちは社会的疎外、差別、周囲の無理解など精神的被害や社会的諸関係の被害も被った」として被害の構造的な側面を指摘する。また、認定制度が導入され、認定されれば企業の補償を受けられるようになって以降も、風評被害などをおそれて被害者であることを隠さざるを得ない被害者の存在に注目している。そして被害者はそうした状況をどう克服し、またどのように「その生活体験のなかで被害者運動を担っていったのか」と問い、被害者の受容－克服過程に着目して、生活経験と運動のダイナミズムをとらえている。

### 3. 社会運動のマクロ分析

日本において公害被害者の運動を含む環境運動がどのように変化していったのかという点は多くの研究者の関心をひきつけている。

まず、争点となっているのが、1960年代から70年代初めにかけて高揚した住民運動がその後停滞したのはどうしてか、という点である。庄司(1986)は、「住民運動停滞の原因」について、住民運動を、「高度経済成長が『全国総合開発』と一体となって引き起こした地域問題や、都市問題、生活問題、さらには人権問題への住民の反応であった」としたうえで、「労働運動が不況よりもむしろ好況と正の相関関係をもつように、住民運動もまた経済と社会の沈滞期よりも発展期と積極的な関係にあるのであろう」と考察している。すなわち、労働運動が、「好況の時にはその組織の力によって取れるだけのものを取ろうとするが、不況の時にはむしろ生活防衛的になり運動を控えるようになる。それと同じように、住民運動も、『高度成長』と『全国総合開発』が続いていたあいだは、その諸矛盾に反応して生活と環境を防衛しつつさらにより良いものを要求することを知ったものの、その組織がもともとアド・ホックで制度化されていないだけに、不況後のゆるやかな景気回復のなかにあってその活性化の契機をつかみかねているのであろう」という。

また、長谷川(1993, pp.116-117)は、まず住民運動が発展した要因は、「高度経済成長政策のもとで現実に国土の改変が著しく進行したこととともに、一連の戦後改革によってこのような制度形成が進んだことにある」とし、その「制度形成」として、基本的人権や社会権などの権利の制度化、裁判など問題処理手続の制度化、ジャーナリズムや研究機関、社会運動組織などの社会的監視機構の発達などをあげている。その住民運動が 1970 年代半ば以降に「限界」を指摘されるに至ったのは、「政策決定に係わる政治的機会の構造と、運動の内部のおよび外部の資源状況に規定された」ためであるという(長谷川, 2001, pp.104-106)。その「政治的機会の構造」とは、「政策決定過程の閉鎖性が対抗力の行使を限界づけており、運動側は対抗力を高めるための決め手を欠いている」ことであり、「資源状況」とは、組織、専門スタッフ、政策提案能力、運動間の連携、経験のノウハウの蓄積などが乏しいことを指している。

直接的な被害が顕在化しない前の段階での運動ではあるが、1980 年代後半以降の日本の環境運動の盛衰を考えるにあたっては、しばしば反原発運動が注目される。田窪(2001)は、社会運動研究の政治過程アプローチ、政治的機会構造という視点から、原発をめぐる政策決定過程への参加の機会に注目して、日本の反原発運動の展開を分析している。そして 4 期に区分し、第 1 期(1950 年代から 70 年代初頭)では、情報公開を欠いたまま原発立地推進が進められた過程が強い不満・怒りをよび起こし、運動が求心力を持ち、第 2 期(1970 年代初頭から 86 年のチェルノブイリ原発事故前まで)から第 3 期(1986 年チェルノブイリ原発事故直後から 90 年代前半まで)にかけては訴訟や立法の請願等の既存の制度を通じた国の原子力政策をめぐる意思決定への参加が世論の支持を得たものの、実質的に成果に結びつかず、第 4 期(1990 年代前半以降)に入り、専門化・制度化を通じてより実質的に政策決定への参加を要求する運動への成長と住民投票などを通じた住民自治の一環としての活性化が見られると跡づけ、日本型「運動社会」を展望している。

日本の環境運動と環境政策のマクロな展開について、概括的に整理したも

のとしては、中澤（2001）がある。中澤は、「環境政策と環境運動」を分析する視点として「公共性」という概念を提起し、「政策と運動とを担う諸主体が別の主体に対してコミュニケーションを試み、何かを環境問題と定義しようとする、その形態や内容を『公共性』と呼ぶ」としている。そして、公共性を軸にして、経済政策批判と運動の正統化が展開される公害・開発告発期（1964～1974年）、環境政策の形成と不形成（後退や失敗）が見られる生活環境期（1974～1986年）、環境政策から環境NPOへの展開が見られる地球環境期（1986～1996年）、そして現代の環境リスク期（1996年～）と4つに時期区分している。

日本の環境運動の盛衰については、イベントデータを用いた定量的な研究もいくつか生まれている。例えば、Broadbent(1997)は、“Two-stage structure thesis”を提起しており、第1段階では政治的機会が少し開かれ（苦情処理など）、第2段階で大量の苦情の受け皿がなく政治的機会が閉ざされたことが、日本における公害反対行動の拡大につながったと分析している。さらに、多くの要因を加味した分析と大分県における事例研究をもとに議論を進展させたのが Broadbent(1998)である。また、中澤ほか(1998)では、1968～82年における地域開発や環境関連の抗議イベントをコード化してデータベースを整備し、全国レベルにおける抗議サイクル形成の論理と、抗議水準の地域的・時間的な変動を、「構造的ストレイン」変数と「政治的機会構造」変数との比較により検討している。そして、「①住民運動の抗議サイクル形成にあたっては、構造的ストレインより政治的機会構造の影響の方が強い。②地域ごとの相違をみると、政治的基盤が安定していない保守地域で抗議水準が最も高くなる」と結論づけている。また、西城戸(2003)は、「環境問題に対する抗議活動は、1970年代半ばに穏健化し、1980年代にオルタナティブな要求をする活動が増加し、1990年代には「停滞」の様相を示したことなどが明らかになった」とし、環境問題に対する抗議活動全体が興隆した時期と沈静化した時期において構造的要因について分析している。前者では「政治的機会の閉鎖性と革新勢力との同盟」が、後者では「経済的な豊かさ」が要因である

としている。「さらに 1970 年代半ば以降、日本の抗議型の環境運動は、欧米の抗議活動と異なり「運動社会」の様相は示していないことが明らかになった」と結論づけている。とりわけ、「1990 年代の環境運動においては、イベント数、イベント規模とも減少し、抗議活動そのものが社会における恒常的な存在」となっておらず、「争点や担い手が広範囲にわたるような社会」の様相を示していないとされている。

#### 4. 社会運動の地域分析

社会運動のマクロ分析に対して、社会運動が発生した地域の構造を詳細に分析した注目すべき研究として、中澤(2005)がある。中澤は、新潟県巻町を主なフィールドとし、その対照地域として柏崎刈羽村をとりあげている。

中澤(2005)は、同じ時代に原発の立地計画が持ち上がり、激しい反対運動が起こるなか、最終的に立地が白紙撤回となった巻町と、立地が現実のものとなった柏崎刈羽村を対照しながら、巻町において「住民投票運動の発生（1994 年 10 月）から、最後の住民投票によって合併が選択される（2004 年 8 月）までのほぼ 10 年間を考察の軸にすえて、巻町における住民投票運動とローカルレジームのダイナミズムを描き出し、住民投票を可能にした諸要因と、住民投票後の巻町が混迷に陥った原因を追及するとともに、戦後ローカル政治史の転換点を浮かび上がらせ」（pp.24-25）ることを試みている。

ここで「ローカルレジーム」とは、一言でいえば、地域において一定期間持続する、様々な人々が複雑に関与する特定のガバナンス構造、を指すものと理解される(p.34)。そして、巻町と柏崎の選択を、ローカルレジーム側の要因として、「柏崎では地域開発レジームから早期に原発レジームを形成したのに対し、巻町では地域開発レジームを経由せず原発レジームに移行しようとして失敗した」ことが巻町において「住民投票を実行する会」という「新しい運動の担い手を生む 1 つの要因となっている」（p.200）とする。

そのうえで、巻町で運動が「成功」した要因として、住民投票運動により、

民主主義の「過程」を徹底しようとする「根源的民主主義」が発現し、それが特定の社会集団を超えて広く住民の共感を呼んだという点を指摘している。そして、計画が撤回されたのは住民投票結果が出てから 8 年も経った 2003 年であり、その翌年には町民は住民投票により新潟市との合併を選択し、根源的民主主義は十分に展開されなかったと指摘する一方で、国の原子力政策や地方政治文化に与えた変化にも注目すべきであるとする。

### むすびにかえて—今後の研究課題—

以上、中国と日本における環境汚染（公害）被害者等の行動に関する研究資料の状況や研究動向について概観してきた。ここでは本章のむすびにかえて、今後の研究課題について若干検討をしておきたい。

まず、中国においては、被害者の行動のみならず、被害の実態すらほとんど明らかにされていない。行政機関や報道機関による情報開示に制約があり、また研究者や NGO による情報発信も量的、質的ともに十分ではなく、しかも現地へのアクセスが制限されているなかで、どのように情報収集していくかという問題がある。結論からいえば、現在入手可能な資料については、公式・非公式をとわず、その資料が作成・公表されるに至った背景を慎重に見極めつつ、できる限り利用していくという戦略しかないであろう。

次に、そうした資料の制約のために、環境汚染問題をめぐる被害者ないしは住民の行動に関する本格的な実証研究が中国においてはほとんど見られないことである。これについては、日本の先行研究を参照しつつ、中国の実情にあった分析枠組の構築が必要であることを示している。

また本章では、中国以外には日本に関する先行研究のみを参照したが、環境汚染被害者を含む広く住民の環境運動という視点では、他のアジア諸国における先行研究にも留意する必要があるであろう。たとえば、筆者の知る限りでは、韓国の環境運動に関する貝(1996)、フィリピン・レイテ工業団地のフィール

ドワークをもとにした平岡(1996)、1990年代後半までのタイの環境運動と環境政策を分析した船津(2000)、台湾における自力救済運動をとりあげたTerao(2002)などの研究がある。このうち、平岡(1996)は、日本の熊本水俣病事件の経験を踏まえて、「産業公害拡散のスピードがはやいため、また権威主義的な政治体制による抑圧もあって、環境運動に不可欠な専門的能力をもった人間を地域内もしくは国内で確保・育成するのは困難であり、時間もかかると思われる」として、反対運動を組織することの困難性を示唆しており、中国の現状分析を行う上でも参考になるであろう。

以上のように、中国における環境汚染被害者の行動研究は、様々な制約や課題があるものの、改善がなかなか進まない環境汚染問題の解決の道筋を探る上でも必要かつ重要であろう。また社会運動を環境政策との関連でとらえるならば、日本における関連研究の展開過程から示唆されるように、研究の対象を狭義の被害者に限定せず、広く環境汚染問題に反対、不平、不満等を持つ地域住民に裾野を広げることが有効であろう。

---

〔注〕

- 1 本章では、原則として「公害」という言葉を日本の経験の文脈で使用し、中国における類似の問題現象については「環境汚染」という言葉を使用する。ただし、固有名詞などで「公害」という言葉が使用されている場合を除く。
- 2 2005年に国家環境保護総局科技標準司の下に環境健康・モニタリング処が設置された。2007年1月の時点でも専従職員3人と小規模な組織である(2007年1月26日ヒアリング)。
- 3 登録名称は「中国政法大学環境資源法研究・サービスセンター」である。
- 4 2001年9月15～18日に北京にて第1回、2004年3月18～21日に水俣市と熊本学園大学にて第2回、2005年11月26～27日に華東政法学院(上海)にて第3回ワークショップが行われた。
- 5 2003年9月13～15日に滋賀県立大学と滋賀大学で行われた第22回日本環境会議・滋賀大会第3分科会。
- 6 1998年に国家環境保護局は国家環境保護総局に改組された。

[参考文献]

<日本語文献>

- 相川泰(2002)「中国政法大学公害被害者法律援助センターの電話相談記録」『環境社会学研究』第8号、pp.208-216。
- (2004)「環境汚染・破壊事故による被害」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2005-2006年版』蒼蒼社。
- (2006a)「『爆発』的に深刻化する中国公害」『鳥取環境大学紀要』第4号、pp.159-178。
- (2006b)「松花江水汚染事故の経過と背景」『環境と公害』第36巻第1号、pp.18-23。
- (2006c)「国際環境協力と市民の役割—アジアにおける被害救済へ向けたネットワークづくり—」磯野弥生・除本理史編著『地域と環境政策—環境再生と「持続可能な社会」をめざして』(勁草テキスト・セレクション) 勁草書房。
- 飯島伸子(1993a)『改訂版 環境問題と被害者運動』(現代社会研究叢書) 学文社。
- (1993b)「環境問題の社会史」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣ボックス。
- (1993c)「環境問題と被害のメカニズム」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣ボックス。
- (1994)「環境問題の社会調査史」石川淳志・橋本和孝・浜谷正晴編著 (1994)『社会調査—歴史と視点』ミネルヴァ書房。
- (1995)『環境社会学のすすめ』丸善ライブラリー。
- (1998)「環境問題の歴史と環境社会学」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』東京大学出版会。
- (2000a)『環境問題の社会史』有斐閣アルマ。

- (2000b) 「地球環境問題時代における公害・環境問題と環境社会学—加害—被害構造の視点から—」『環境社会学研究』第6号、pp.5-22。
- 飯島伸子編(1993)『環境社会学』有斐閣ブックス。
- 飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編(2001)『講座 環境社会学 第1巻環境社会学の視点』有斐閣。
- 飯島伸子・船橋晴俊編(1999)『新潟水俣病問題—加害と被害の社会学』東信堂。
- 石川淳志・橋本和孝・浜谷正晴編著(1994)『社会調査—歴史と視点』ミネルヴァ書房。
- 磯野弥生・除本理史編著(2006)『地域と環境政策—環境再生と「持続可能な社会」をめざして』(勁草テキスト・セレクション) 勁草書房。
- 大塚健司(2002) 「中国の環境政策実施過程における監督検査体制の形成とその展開—政府、人民代表大会、マスメディアの協調—」『アジア経済』第43巻第10号(10月)、pp.26-57。
- (2004a) 「第2回環境被害救済(環境紛争処理)日中国際ワークショップ(熊本)」『環境と公害』第34巻第1号、pp.67-68。
- (2004b) 「環境問題に関する行政への投書・来訪等」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2005—2006年版』蒼蒼社。
- (2005) 「中国淮河流域再訪—水汚染被害の現場からの問い—」(海外動向)『現代社会の構想と分析』第3号(現代社会構想・分析研究所 2005年度年報)、pp.93-107。
- (2006a) 「第3回環境被害救済(環境紛争処理)日中国際ワークショップ(上海)」『環境と公害』第35巻第4号、pp.67-68。
- (2006b) 「中国の環境汚染問題をめぐる政策の展開—政策実施体制の課題—」『環境と公害』第36巻第1号、pp.2-8。
- (2007) 「中国における水汚染事故の動向」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2007—2008年版』蒼蒼社(近刊)。
- 大塚健司・相川泰(2004) 「環境被害救済への道のり」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2005—2006年版』蒼蒼社。

- 大塚健司・寺西俊一(2002)「会議動向 環境紛争処理日中国際ワークショップ」『環境と公害』第 31 巻第 3 号、pp. 63-65。
- 大塚健司・寺西俊一・原田正純・山下英俊・磯野弥生 (2006)「中国の公害被害解決をめぐる状況と日本の協力」(座談会)『環境と公害』第 36 巻第 1 号、pp.36-44。
- 奥田進一(2006)「中国大連市における大規模違法開発と住民運動」『環境と公害』第 36 巻第 1 号、pp.34-35。
- 梶田孝道(1986)「住民運動・反差別解放運動 解説」似田貝香門・梶田孝道・福岡安則編『リーディングス日本の社会学 10 社会運動』東京大学出版会。
- 華東政法学院編 (2005)「第 3 回環境紛争処理中日(韓)国際ワークショップ報告レジュメ」(日本語・中国語)。
- 加藤恒雄(2005)『はじめは団地の「公害日記」から一尾崎公害反対運動(1968～1977)奮闘記』ウインかもがわ。
- 貝度完(訳 石坂浩一・福島みのり)(1996)『韓国環境運動の社会学—正義に基づく持続可能な社会のために』(韓国の学術と文化 9)法政大学出版社。
- 熊本学園大学編(2004)「第 2 回環境被害救済日中国際ワークショップ予稿集」(日本語・中国語)。
- 櫻井次郎(2006)「福建省寧徳市屏南県における公害訴訟—中国公害訴訟の現状と課題」『環境と公害』第 36 巻第 1 号、pp.32-33。
- 許可祝(2003)「中国西部地域における環境汚染被害者への法律援助活動」日本環境会議・「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書 2003/04』東洋経済新報社。
- 庄司興吉(1986)「住民運動の社会学」似田貝香門・梶田孝道・福岡安則編『リーディングス日本の社会学 10 社会運動』東京大学出版会(青井和夫・庄司興吉編『家族と地域の社会学』東京大学出版会、1980 年、pp.231-251)。
- 菅井益郎(2001)「公害の社会史—足尾鉍毒事件を中心として—」船橋晴俊編『講座環境社会学 第 2 巻加害・被害と解決過程』有斐閣。

- 田窪祐子(2001)「住民自治と環境運動—日本の反原発運動を事例として」長谷川公一編『講座環境社会学 第4巻環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣。
- 中国環境問題研究会編(2004)『中国環境ハンドブック 2005—2006年版』蒼蒼社。
- 張玉林(2006a)「中国農村の社会運動と環境被害」『環境と公害』第36巻第1号、pp.9-17。
- (2006b)「政経一体化開発メカニズムと中国農村の環境紛争」(2006年11月28日アジア経済研究所「開発途上国における社会運動と民衆の政治参加」研究会報告資料)。
- (2007)「2005年浙江省の環境汚染被害と環境暴動」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2007—2008年版』蒼蒼社(近刊)。
- 中澤秀雄(2001)「環境運動と環境政策の35年—「環境」を定義する公共性の構造転換—」『環境社会学研究』第7号、pp.85-98。
- (2005)『住民投票運動とローカルレジーム—新潟巻町と根源的民主主義の細道, 1994—2004—』ハーベスト社。
- 中澤秀雄・成元哲・樋口直人・角一典・水澤弘光(1998)「環境運動における抗議サイクル形成の論理—構造的ストレインと政治的機会構造の比較分析(1968-82年)」『環境社会学研究』第4号、pp.142-155。
- 西城戸誠(2003)「戦後日本の環境問題に対する抗議活動の動態—イベントデータによる分析—」『環境社会学研究』第9号、pp.107-122。
- 似田貝香門・梶田孝道・福岡安則編(1986)『リーディングス日本の社会学10社会運動』東京大学出版会。
- 日本環境会議編(2002)『環境紛争処理日中国際ワークショップ報告書』日本環境会議。
- 日本環境会議・「アジア環境白書」編集委員会編(2003)『アジア環境白書2003/04』東洋経済新報社。
- (2006)『アジア環境白書2006/07』東洋経済新報社。
- 長谷川公一(1993)「環境問題と社会運動」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣

ブックス。

—— (2001)「環境運動と環境研究の展開」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『講座 環境社会学 第1巻環境社会学の視点』有斐閣。

長谷川公一編(2001)『講座環境社会学 第4巻環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣。

平岡義和(1996)「環境問題のコンテクストとしての世界システム—アジアのフィールドにおける知見の一般化のために—」『環境社会学研究』第2号、pp.5-20。

霍岱珊(訳 大塚健司)(2005)「淮河『生態災難』の村々に焦点をあわせて」『アジ研ワールドトレンド』第122号(11月)、pp.40-43。

船津鶴代(2000)「環境政策—環境の政治と住民参加—」末廣昭・東茂樹『タイの経済政策—制度・組織・アクター—』(研究双書 No.502)アジア経済研究所。

船橋晴俊編(2001)『講座環境社会学 第2巻加害・被害と解決過程』有斐閣。

船橋晴俊・飯島伸子編(1998)『講座社会学 12 環境』東京大学出版会。

堀田恭子(2001)「公害被害者の生活経験と被害者運動—新潟水俣病の事例より—」船橋晴俊編『講座環境社会学 第2巻加害・被害と解決過程』有斐閣。

松原治郎・山本英治(1975)『現代のエスプリ No.93 住民運動』至文堂。

村松昭夫(2004)「特集②第22回日本環境会議滋賀大会 公害被害の実態と救済—第3分科会—」『環境と公害』第33巻第3号、pp.54-55。

李摯萍(2006)「地域住民の権利保護運動が問う環境影響評価の公衆参加制度—深圳西部幹線道路バイパス線プロジェクト事件を例に—」、『環境と公害』第36巻第1号、pp.24-31。

若林敬子(2000)『東京湾の環境問題史』有斐閣。

王燦癸(2002)「中国における環境紛争とその処理についての初歩的研究」日本環境会議編『環境紛争処理日中国際ワークショップ報告書』日本環境会議。

<英語文献>

- Broadbent, Jeffrey. (1997). "Political Opportunity Structure and the Rise of Environmental Protest in Japan" 『環境社会学研究』 第 3 号、pp.121-128。
- (1998). *Environmental Politics in Japan: Network of Power and Protest*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Economy, Elizabeth C. (2005). *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*. Ithaca and London: Cornell University Press. (エリザベス・エコノミー著 片岡夏美訳(2005)『中国環境レポート』築地書館)
- Terao, Tadayoshi. (2002). "An Institutional Analysis of Environmental Pollution Disputes in Taiwan: Cases of 'Self-Relief,'" *Developing Economies*. Volume 40, Number 3, pp. 284-304.
- Wang Canfa, Xu Kezhu, Hu Jing, Liu Min, Tadayoshi Terao and Kenji Otsuka. (2001). *Studies on Environmental Pollution Disputes in East Asia: Cases from Mainland China and Taiwan. Joint Research Program Series No.128*. Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization.

<中国語文献>

(論文・単行書) (編著者ピンイン順)

- 蔡守秋(1999)『環境政策法律問題研究』武漢：武漢大学出版社。
- 国務院環境保護委員会弁公室編(1988)『国務院環境保護委員会文献選編』北京：中国環境科学出版社。
- 劉燕生編著(1995)『官庁水系水資源保護・北京市自然保護史誌』北京：中国環境科学出版社。
- 王燦堯(2005)「中国公害病訴訟及其法律問題研究」(第3回環境被害救済日中国際ワークショップ〈上海〉2005年11月27日報告資料)。

王燦發主編(2002)『環境糾紛處理的理論与实践—環境糾紛處理中日國際研討會論文集一』北京：中国政法大学出版社。

許可祝(2004)「由西部環境擁權訴訟引發的若干思考」(第2回環境被害救済日中国際ワークショップ〈熊本〉2004年3月20日報告資料)。

趙永康(貴州省環境保護局)編(1989)『環境糾紛案例』北京：中国環境科学出版社。

中国政法大学環境資源法研究和服務中心(2002)『中国政法大学環境資源法研究和服務中心年刊2002』北京：中国政法大学環境資源法研究和服務中心。

(年史・定期刊行物)〈書名ピンイン順〉

『環境保護文件選編』1996～2005各年版 国家環境保護總局弁公室編(1996年版以前 国家環境保護局弁公室編) 北京：中国環境科学出版社。

『中国環境保護行政二十年』《中国環境保護行政二十年》編委会編 北京：中国環境科学出版社 1994年。

『中国環境年鑑』1990～2006各年版《中国環境年鑑》編委会編 北京：中国環境年鑑社(1993年版までは中国環境科学出版社)。

(ウェブサイト)〈ドメイン名アルファベット順〉

中央電視台：<http://www.cctv.com/>

CLAPV：<http://www.clapv.org/>

人民網：<http://env.people.com.cn/>

新華網：<http://www.xinhuanet.com/>

国家環境保護總局：<http://www.zhb.gov.cn/>